



も、都道府県を中心に指導をいたして参りたい、このように考えております。

○井堀委員 今伺いますと、三月の十日、三月の二十五日に都道府県選挙管理委員長並びにそれぞれの関係者をお呼びになって、趣旨を御徹底なさったということでありますが、これは一般的なことだと思ふのです。しかし、今われわれが審議している法案は、まだ海のものか山のものかわからぬ。今衆議院の段階におきまして、十四日に公聴会をやるといふことが理事会で申し合せができておるだけでありまして、そういう事情でまだ公聴会も終つてない。

さらに衆議院から参議院の段階を経て、審議が行われていくことも申すまでもない。そういたしますと、これが両院の審議を終つて法律が施行されるということになりますと、まだかなり先になる。ところが、四月十九日に関係者をお呼びになつて会議をお持ちになるといふのでありますが、まさかこの法案の説明に入るわけにもいかぬのじゃないか。そうすると、法案の趣旨を徹底させるということになりますと、法案が両院を通過して、即日施行されるにいたしても、かなり先になる。これと今回の総選挙ということが見通せなければならぬ。そこら辺の点について、全く暗中模索で、ここら辺をもう少しはっきりいたしませんと、どうも徹底させますといったところで、こゝろいふ法案は、われわれさへ長い時間がかつてお尋ねしても、なかなか容易に理解ができない。どんな頭のいい選挙の人々といえども、うのみにすることはできまいと思ふ。それで、その間の日数などについて、もうちょつ

と明らかにする必要があると思ふのですが、そこら辺をもつとわかりやすく数字で展開してもらいたい。たとえば、参議院を何日ごろこの法案が通つて、施行は何日ごろになるか。そこで選挙の代表を呼んで説明をやるのか、あるいは自治庁が出ていって御説明なさるのか、そこら辺のいろいろな方法などもあろうと思ふ。非常に大事なことです。それから、具体的に数字を入れて説明していただきたい。

○衆子政府委員 法律案を内閣として提案いたしましたので、この法案につきまして説明をいたす予定にいたしておるのでございます。なお、今回のいろいろの御議論の点等も、十分御趣旨の点は伝えなければなりませんので、一応四月十九日を予定いたしておるのでございます。

○井堀委員 これはけしからぬ話です。法案は、あなたの方は原案を出されて、審議決定するのは国会の権限です。なまじき千万だということになるのです。これはやはり法案が成立してから、成立した法案について説明会をやるならいいのですが、原案をあらかじめ実施可能なとき建前で説明するときは、私は三権分立の原則を破壊するおそれがあると思ふ。断じて許すことはできぬ。そういう軽率な答弁は、国会軽視もはなれだしい。

一応やはり両院議員の審議を経てからでなければならぬ。立法権を犯すような行政庁のやり方というものは、私は重大だと思ふ。十九日といったら、まだ参議院に回つたばかりです。あるいは参議院に回らぬかもしれぬ。今予定できるのは十四日の公聴会です。公聴会はいかなる性格のものであるかとい

うことは御存じでしょう。それを十九日に関係者を集めて法案の内容を説明するに至つては、不都合千万といわなければならぬ。自治庁長官はそういう点を事務当局に御命令になったのだらうと思ふのですが、一体いかなる所存で、そういう処置をなさつたのであるか。

○都国務大臣 政府委員がもう少し詳しく申し上げれば、十分気持を尽して申したのでございましょうが、ただいま言葉が短くございまして、私から一つ申し上げることにいたします。もちろん、御審議の段階におきましますものを、一つの案としても話すようなことはいたしませんけれども、こゝろいふ際でありますから、選挙管理委員会の書記長等はそれについていろいろな質問も、国会の論議の模様等を新聞などで承知しております以上、さらに詳しく知りたいといふことはあることとてでございます。その程度において必要なものが誤まり伝えられないような措置をいたして参るわけであり

ます。これは、終戦後第一回の二十一年の選挙、二十二年の選挙のときでございまして、どちらかのときに、非常に大きい改正でございまして、法文そのものを掲げることができませんで、そうして公示のときによりやく新聞の截断もいたしません。新聞社に頼んで刷りましたものを掲げるようなことをいたしましたが、そういうような際にはたとく間違ひが起りやすいものでありますから、このたびも、それぞれの段階で、質疑に就いて十分に誤まりのないように、傾向をその段階において説明することとてでございます。もしできますならば、私は人を集めたいし、またそれができません場合には、

は、でき得る限り詳細な文書による通達をいたしまして、例などもあげ、気持ちをよく伝えましたる従来のない詳細な通達をいたしまして、そうして事務の誤まりなきを期そうと思つております。立法府、行政府の仕事の境界などは、自治庁としては他の役所よりも心を使ひまして守つて参る。またその間における連絡の適切を期するといふ点は、お示しの通りことに気を使つておるところでございます。私はいつも選挙のときにも聞かれて返事をしております書面の往復なども、どうも時期を失するやうなことがあります。電話でも、そのやうなことがあります。それよりも、あらかじめ相当いろいろな場合を予想しました書類による通達といふものを、事前に、あるいは事務の段階に就いて、その事態が起つて参りますれば、それに応じたものを、今度の来たるべき選挙においては特に気を使つて出すようにいたしたいと思つております。

○井堀委員 四月十九日に法案の説明をするといふことは、確かにこれは行き過ぎである。そういうことをしては行けません。しかも、審議の過程にあるものを、提案者側の、すなわち、行政府の出した原案を説明するときとは、これは、いつも人間の習癖として、先入観といふものが動かしがたいものになることが多いのです。私は、そういうやり方を許されるお考えの中に、どうやら原案を国会でうのみするがごとき誤まつた見解を作ることもなると思ふ。この点は慎重に扱うべきだと思ふ。

そこで、私お尋ねいたしておりますのは、もちろん十九日に法案が上るなどとは思つておらぬでしょう。だから、法案の成立の時期を政府としてはいつに予定されて、それが成立施行の時期が即日だということになれば、それから計算して、趣旨徹底のためのそれぞれの処置をとるといふのが、これが順当な行き方です。ですから、まず第一に、提案者側としては早く通したいといふことは言うまでもない。しかし、衆議院の審議の経過についても、ある程度時日を費しておられますから、また、われわれも、できるだけほかの法案と違つてこゝろいふ法案は実施に當つて間違ひを起さぬようにする配慮も必要だと思つております。こゝろいふ他の委員会が休んでいるときも出てきて審議に御協力申し上げているといふ趣旨も、そういうところにあるのです。何日ごろ大体この法案が施行できるといふお見込みでございませうか、まずこの点をお聞きいたします。

○都国務大臣 本委員会におきましては、非常に連日の御審議をわすれずして、大体の御予定等を委員長、理事の打合せ等でこしらえて下さいまして、まことに感謝をいたしておる次第でございます。参議院に参りました場合も、法案の性質から見まして、可及的すみやかな御審議をお願いすることをお願いいたしており、またそのやうな気持を持って下さるやうに私も考えておるのでございます。それにいたしまして、国会の御審議に必要な慎重な時間をかけていただかなければならぬことは当然でございます。その段階に就いて十分な御議論があり、しかし、決定をいたしましたものについては、いささかも間違ひのないやうに伝えなければならぬと思ふのであ

ります。それで、本委員会における御質問を通じて見ても、ことに選挙管理委員会における扱いであり、さらに立会演説会における扱いであり、さらにポスター等についての便宜の供与でありますとか、こういう点について、御審議の過程に現われたいという重要な点というものを、特に重きを置いて伝達をいたしたいと思ひます。それで、必要に応じて東京に招集することも考えますし、自治庁の機能といたしまして、必ずしも選挙局だけの人間に限りませず、自治庁の機能を集中してブロック別の指導等ももし可能ならばいたしたいと思ひますし、そういう会議を設け、また文書によります示達、それから新聞、ラジオ等の御協力も十分得まして、詳細な実のあるところを伝えたいと思ひます。それが可能だと思ひます。これは、このたびの衆議院の選挙に關します部分を取りあえず周知徹底いたせばよろしいのでありまして、地方議会の選挙等の問題につきましては、これを區別して説明することが可能であり、またその方が適當かと思ひます。から、特に次の総選挙に關係のありますことについて、委員長なり書記長なりを集めまして、従来の選挙の実績に徴しまして特に問題となります点を十分徹底をいたしておき、そしてその部分について遺漏なきを期し得ますならば、このたびの改正によつて起ります点というものは、ただいま申し述べたような会議あるいは通達等、その他いろいろ公明選挙連盟も使いたいと思ひますし、報道機関の御協力も得て徹底をいたせば、誤まりなきを期し得るかと考えておる次第でございます。

○井堀委員 そのお心がけておやりになることについてはごもつともだと思ふ。ただ、私どもとしては、せっかく一生懸命審議した法案が、実施の段階において不可能な事象が予測できる場合には、われわれ自身もやはり一連の責任を負うことになるわけですね。でありますから、もうこの段階に来ますと、この法案が大体いつごろ成立するかというところを見通してからならぬ。これはわれわれの方にもその責めがあるわけですね。だから、理事會などでその点を慎重に検討をして、忍びざるを忍んでも御協力を申し上げるという、かなり忍耐強い、かなり積極的な行爲をもつて、与党のいかに協力してきているわけですね。しかるに、これがいつ上るのか全くわからないという状態では、徹底するにも何するにも目標が立たぬのです。この問題と關連して、解散の時期などという、まことに總理以外には察知できないような問題もあるわけでありまして、それだけに、一方はできるだけ明確にしていかねばならぬ。本来なら私は總理に出席を求めて、ほかの委員会はとにかくとして、この委員会だけに解散の時期というものを——あるいは解散の時期について明言ができぬとするならば、次の総選挙に對して一体どのくらいの見当であるかということ政府が明らかにしなければ、この法案の審議をわれわれに要求することには、まことに勝手気ままな主張になつてくると思ふ。これはある意味においては立法院を輕視する結果にもなる。これはほんとうに總理にお伺ひしたかったのであります。その機会を得な

かつたので、あなたにお尋ねをしていただくわけでありまして、ことに、選挙管理委員会は、たびたび公けの機關を通じてわれわれにも陳情に来ております。政府にも要請が出てくると思ふのであります。ちなみに、ここに私の手元にあります昭和三十一年の全国選挙管理委員の中央會議において採択された決議がある。その決議には、「公職選挙法の改正は、選挙の直前しかその選挙の種類ごとに改正されている傾向にあるが、選挙に關する基本法であるこの選挙法に権威あらしめるため、唯単にその選挙の種類ごとに改正するが如きことのないよう今後全般的に相当考慮すべきである」、こういう全国選挙の大会の決議がなされている。さらに、われわれの手元に陳情に來られた人の説明によりますと、どうも政府は勝手に、選挙法がたびたび變つて、しかもその時期が選挙間際に公示される、われわれといへども、そうするに選挙法のすべてを理解する能力はあり得るものじゃない、だから、そういうことのないように、嚴重に立法院に籍を置くものとしては心得てもらいたいというところを、きつく申し入れられた。ぜひわれわれはそれを誠実に守りたいものだと思ふから考えておつたのであります。でありますから、私は、本會議においても、社会党を代表してこの趣旨のことを政府に警告的質問をして、總理もむろん軽々に改正をすべきものじゃないという同感の意を表されている。さてこの段階になりますと、果してその政府の主張が、この選挙の当事者から要請されております強い希望に對してこたえ得るかいなかというところは、非常に大事だと

思いましたから、できるだけそれを明らかに具体的にいたしたいというので、お尋ねをしているわけでありまして、決して一方的な立場でものを判断するのではない。でありますから、この法案が衆参兩院を通じて施行ができるかということに對して、政府にお見通しがないとするなら、この選挙法は今回の選挙に間に合わぬでもないのか、ぜひ間に合わぬでもないのか、というより問題はどうしてせんさくしなければならぬと思ふ。そういう点はある程度明らかにする責務がおりになると思ふ。いかがですか。その点を一つできるなら数字をあげて伺つておきたい。

○郡國務大臣 おつしやる通りでございます。御論議の過程においていろいろ御意見があらましても、これを實施いたします際には、最も完全なる形において實施をいたしたいと思ひます。従ひまして、本法律案の兩院の御議決というものは可及的にすみやかな時期ということ、私どもは期待いたしておるのであります。そのような意味合いで、當委員会がこういう工合に兩院の御協力によつて円満に進んでおります意味合いにおきまして、何と申しましても、このたびの法律は、地方議會に關しますこと以外は衆議院の選挙に關することでありまして、から、兩院の御協力を得て、參議院の審議というものはごく短期間に済ましていただきたいものだと思ひております。

なお、選挙管理委員会の御主張の点は私も非常にごもつともだと思ひます。今井堀委員の仰せになりましたように、選挙法の改正というものは、選挙のルールというものは、できるだけ限りの改正の機会を少くいたしまして、そうしていたすときには首尾一貫したものにならねばならないことは、私も全くそのように考えております。このたびの改正が、ごらんの通り、地方議會に關係いたしますこと以外、運動期間、文書の数、これらを他の議員の選挙と同じように、はずを合せ、申さば、前回の改正ははずが合っていないかつたのを、これでようやく一貫したものにするという意味合いの改正でありますし、それ以外の選挙管理委員の三人を四人という点でありますとか、立會演説会の秩序保持ということ、これは少しでもすみやかにいたした方がよろしいという考え方でありまして、それ以外にいろいろ考えたい点も私自身は持つております。ことに井堀委員が御熱心におつしやいます選挙管理委員会の充実というよりなことはぜひ考えたいことだと思つておりますが、さしあたりすべての選挙に通じまして、はずを合せますこと、緊急差しおきたい事柄、そのことについては、多くまぎれを生ぜず、次の最も大きい選挙を行います際に實施いたしたい。選挙管理委員会の委員がとかく今まで指定市以外は三人でやりきれなかつたというところを直しておきます点であります。そういう意味合いで、ただいまの御主張と差がないことのように思ひます。しかし、これからの、ことに大きい意味合いでの改正というものは、ぜひおつしやるように、研究も十分必要であります。が、首尾一貫した形でなければならぬと思つております。ことに選挙法

と自治法との御指摘のような関係というものも、これは、ぜひ機会を得て、まぎれないものにしたいと思っております。

○井堀委員 私のお尋ねしておりますのは、一休いつこの法案が上つて、そして次の選挙に間に合せるかとすれば、どれだけの周知徹底の時日を持ち得るかというところをお尋ねしておるわけでございます。これは、一つは審議権に言及することですから、提案者としてはいつなどというところは言い切れないかもしれない、また言うべきでないかもしれないが、しかし、そうだとすれば、一方には解散の時期、従つて選挙の時期、ことに今度の選挙法の改正の中でこのことをやかましく言いますのは、二十五日間の期間を二十日間に短縮したというところは、客観的な諸条件を判断いたしまするのに、もしこの法案の改正が不可能だとすれば、解散後どんなに急いでも、即日公示というにしようとしても、二十五日前に公示しなければならぬという法律の規定がある。ところが、これは改正されると二十日前に公示すればいいわけです。このことは、言うまでもなく、選挙の日をいつごろにするかということとの関係が出てくるわけでありまして、それは、従来たびたび選挙の時期を選ぶときに問題になりますのは、有権者の方の側が一番よい時期を選ぶということも、これは大事なことです。そういう点で、農繁期を避けるとか、いろいろそういう点に配慮が加えられたのであります。しかし、解散は思わざるところで起るものでありますから、これは逆になる場合もありますが、今日のように、一月に解散するかどうかと思

と、ずるずるになる、あるいは秋になるというようなことを言つてみたり、いずれにしても任期の満了は来年の二月でありまして、これは通常国会すなわち常会との関係がありますから、事實上任期一ぱいやるということは国会運営上適當でないというところは一応常識上判断できますから、どんなにおくても、常会召集前に新しい国会を成立せしめるという限度の中において選挙を取り行ひ、すなわち解散の時期をそれに合せていくというのが、一般の常識のようでありまして、しかし、今日世論は高まって、早期解散、しかも四月解散、五月選挙といふことはもう既定の事実であるかのごとく、世論が成長してしまつた。また、その世論に対して、総理は、これは否定できないという弁解をたびたびしておる。こういう点から判断いたしますと、この法律というものの成立の時期というものはなかなか微妙だと思ふ。こういう点に対して、われわれはわれわれの側の責任があります。自治庁としては、選挙法第六條にいう周知徹底の義務があるわけですから、あなた方は、ごく簡単な改正だからとおっしゃられるかもしれませんが、しかし、よしそれが簡単なものであつたとしても、それはそう簡単に文書で通達すればいいというものではない。法律書を配りさえすれば、それで実施できるものではない。しかものみならず、今回審議の過程でも明らかにいたしましたように、条文の改正の面で見ますと、ごくわずかな文字で表明できていても、よつて起るいろいろな現象と法律の精神を貫く基本的なものととの関係が非常に深い、こういうことが明らかになつてきておるわけですから、

従つて、選挙管理並びにその事務を施行される人々については、やはり懇切なる説明がなされなければならぬ性質のものだと思ふ。今日どんなに宣伝機関が発達しておるからといつても、まさかラジオを通じて選挙に趣旨を通達するわけには参りません。やはり、一堂に会して、質疑応答を重ねながら趣旨を徹底するという処置をとる以外に私はないと思ふ。こういう点に対して、いやその必要があるというなら、その期間をどのくらいお見込みになつておるか。われわれにも明らかにする義務があるのではないかと思いますから、しきりに、見当でもいいから数字を入れて一つ御答弁願ひたい、こう言つておるわけですから。

○國務大臣 私は、国会の御協力を得まして、できるならば、来週中であるとか、それを感心してしまつても早々にできますように、これはもう政府と申しますよりも両院にお願いをいたしまして、そうして、おっしゃる通り、できる限りゆとりのあるあります周知の方法を講じたいと思ひます。先ほど申しましたが、選挙の公明正當な執行を期しますためには、選挙運動期間中といへども常に必要な指導はして参つておるのでありますから、私の方から人間を派遣いたしまして、ものが間違ひなく行われますように、それはおっしゃる通りに何と申しまして、質疑応答を通じて周知させることが一番適切でありますから、ある個所については委員長を集め、ある個所については書記長を集め、係を集めてといったような格好になるかと思ひますが、あらゆる可能な措置を講じてみることにいたします。

○井堀委員 あなたの来週中にでもという御希望はいいのですけれども、今までの経過からおわりのように、われわれが先ほど来言つておりますように、全面的に誠意を披瀝して、委員長の指図に従つて懸命の勉強をしておるわけでありまして、この委員会は、特別委員会といわれているように、われわれは他の委員も兼ねて重要法案を審議しているわけでありまして、それをある程度犠牲に供して、恩給せがましく言つておられますけれども、御協力申し上げておられますにもかかわらず、公聴会は十四日ということが予定されておるわけでありまして、公聴会が終つて質疑もしないわけにはいきません。国会の呼びかけに応じて国民を代表して来られる公述人に対しては、われわれは耳をかきなければならぬ。ただ聞きっぱなしで法案の審議に役立てないといふことは、法の精神にもそむくわけでありまして、その短時日の間にいかに審議をいたすにいたしまして、聴取して即日討論に入るようなことはできません。やはりそこで公述人から意見を聴取して、それを参考にして提案者側にまた質疑をするなりして論議を重ね、よい結論に導くという努力が払われなければならぬ。とすると、どんなにぎりぎりにいたしまして、十四日が月曜日でありますから、十五日の火曜、これでは少々審議に対して軽率のそしりを受けるような結果になるにいたしまして、衆議院の段階においては十五日、本会議にもかけるなければならぬことでありまして、それから、本会議を経て参議院に回りますと、来週中などといふことはとても問題にならない。そういういたしますと、自

然二十日が日曜日になりますから、日曜日も参議院が審議をしてくれるかどうか、それはよそのことですから、われわれが軽率に言ふことはできませんのでありますけれども、一応特別委員会という委員会がある衆議院においても、このくらい審議をし、かなり大急ぎをした。そうすると、やはりこれに近い日数が参議院でも必要になつてくる。解散即日公示をやるにしても、五月の半ばを過ぎなければならぬに早く選挙をやるにしてもできない。ところが、二十日前後になりますと、東北方面はおおむね農繁期に入つてくる。二十四、五日になりますと、全国的な農繁期の段階に入ります。選挙の時期としてはちよつとまずくなる。しかし、そういうものを配慮に入れないで抜き打ち解散をしなければならぬような事態が発生した場合、これはおのずから別でしょうけれども、非常に慎重をきわめて今日まで解散の時期を明らかにしてない政府としては、こちら辺に對するある程度のめどをもつてなければならぬ。こういうように周囲から物理的に一つの限界がきておる。そういういたしますと、農繁期を避けて早期に選挙を行うといふことが前提になります。ならば、全国の選挙管理委員長もしくはそれに代わるべき責任者を集めて、法案の改正の内容などについて十分なる説明と、またそれに対する質疑を重ねて、これを間違ひなく実施することについては非常な困難がある。というよりは不可能に近い事態になるのじゃないかと思はれる。もちろん法律的には国会を通過すればそれで施行能力を持つのでありますけれども、これは他の

法案と違つてそこら辺に問題がある。この点は政府としてはよほど考えなければならぬことだと思ふのです。でありますから、こゝろに法案の審議の過程において最初からこゝろにこの問題を問ひたいのは困ると思ひまして、今までのいろいろな問題点を指摘してお尋ねをしてきておるわけでありまして、こゝろに大體その辺のことを明らかにしておきますと、ことに私はこの委員会の理事でもありますので、こゝろをどうきめるかといふことについて、さらに兩院制度の中にあつては参議院との連絡もあるわけですが、わが党としてもやはりあらかじめわれわれの考え方も述べておかなければならぬ時期にきておるので、政府の意向をお尋ねしておるわけでありまして、でありますから、そういう周知徹底の期間がないとするなら、この法案はこの選挙には間に合はぬ、残念ながらこの次にやつてもらうといふことにしなければならぬ。これは、私がいうのはなくて、時間的な制約を受けておる。しからざれば、法律の趣旨は徹底することはできぬ。できぬまででなまでやるということをおわれわれが認める結果になる。こゝろに問題が起つてくると思ふ。何かこゝろであなたの方で十分な国民の納得のできるような説明ができませんか。

院に關係する法律であるからといふことで、衆議院では非常に早くお扱いを願つたのでござります。どうか、兩院において、参議院側の審議もきつめて短かい時間で進み得ますように、お骨折りを、この席を通じてはまことに場所が違ふかも知れませんが、お願ひ申し上げる次第でござります。それから、国民に対してまた候補者が最も安心して公明な選挙が行えますように周知徹底をはかり、誤まりなきを期します方途は、先ほど申しましたように、可及的会合も開きますし、文書の際にまだ不十分なところがあるようなら、果あるいは市につきましては、それぞれ個別の指導もありまして、その点においては遺憾なきを期して参る。これは私どもの責任でござります。それは万全を期して参りたいと思ひます。

○井堀委員 この問題につきましては遺憾ながら明確な御答弁がいただけず、切り出もこのでさうな事柄でありますから、何も立場を異にして論議をするといふことではなくて、この法案は時日的に実施に入らなければならぬ困難な事柄であるといふことが明瞭であるのであります。しかし、衆議院の段階では時間的に十分な余裕が残されておるとでありますから、いかに二大政党の運営による国会とはいひながら、参議院の段階まで差し出がましいことを申し上げることは差し控たいと思ひます。きつと参議院の段階ではこの問題は大きく出てくるであらうといふことを配慮しながら、非常な重い責任を感じておるわけでありまして、しかし、こゝろに以上お尋ねすることはいかかと思ひますから、この辺にいたしておきます。しかし、非常に大事なことでありますから、——もちろん、この法案が通らなかつたからといって、選挙がやれぬわけではありませんが、その点はなさき責任が軽いのであります。次に、この選挙法の改正の中で、地方議會の選挙区の問題と定数の問題をたびたびお尋ねしたのであります。今度の衆議院の解散に當つて、衆議院の定数の変更が、国勢調査による人口増加があつて、必然的にその改訂を迫られておる。また、部分的ではありますけれども、全国各地の当該者並びに選挙管理委員会から、われわれのところに、当然法律の命ずる変更をいたしてくれといふ陳情があるわけでありまして、非常にいい機会であります。またこの問題の明らかにする義務も感じますので、一つ自治庁の御見解をお伺ひしたいと思ひます。

○郡国務大臣 最近の国勢調査によりまして定数を変更するのを例としたことに、選挙法には書いてござります。これはそのようにいたすのが趣旨でござりますけれども、御承知のように、あの条文によりまして定数の改訂を今日までいたして参つておらないのであります。それで、そのことは、衆議院の選挙については現に中選挙区の制度をとつておる。中選挙区の制度、三人ないし五人という選挙区制をいたしておりまして、これを人口によつて改めるときには、現に二名といふよりなところを生じ、それからまた六名以上のものが相当数出て参ります。すなわち、府県間の数の異動ばかりでなく、その府県内の選挙区相互の間にも著しい変更を来さなければならぬ。選挙区の廃合等をいたさなければならぬ。従ひまして、例をいたします原則を立てながら、ただいまの選挙区制のもとでそのような選挙区の急激な変更を試みますことは適當でない、このような考えから、このたびは定数を変更する措置を講じなかつた次第であります。

○井堀委員 この問題は、今度の選挙法の改正の地方議會と国会との關係において、これは深く論議されなければならぬ事柄だと思ひますけれども、先ほどの質疑にもありましたように、いかんせん、今度の選挙法の改正が、委員長の強い御要望もありまして、十分なる審議をする期間を奪われておる。短かい期間で討議しておられます。非常に大事な問題でありますけれども、この問題は一応預けておきたいと思ひます。しかし、近いうちに、これは解決を迫られておる問題でありますから、十分に御検討を願つて、いい結論が出るように要望しておきます。次に、直接今度の選挙と關係の起つてきます不在投票の点で改正をいたしておりますが、不在投票と關係しておきます問題は、たびたびわれわれの選挙のときにわれわれのところまで有権者から非常な不満を訴えてくる問題は、法でいいますと二十五条、二十六条の選挙人名簿の規定であります。どうもこれは人のやることでありますから、悪意でない限りにおいては、われわれは大目に見てきたのであります。が、非常に大勢の名簿の脱落がある。前選挙のときに、私の住まつております市内で、たとえば、同一家族のうちで、むすこさんや娘さんは台帳に登録されておるにもかかわらず、そのおやじさんたちが漏れていたら、こんなのはちよつと常識では判断できないわけですね。それが一、二でありますならばとにかく、数千人に及んでいたら、それから市長選挙のときには二三百人ばかりもありました。それで問題になりましたけれども、しかし、この法律の二十五条、二十六条の規定にありまして、登録の締め切りの期日以後になつておつて、手続上いかんともしがたい。しかし法律の常識以上のものではない。ことにこゝろに法律のうちに有権者本位に考えられた法律が、この当然権利を持つておるものがその権利を行使することができない。もちろん法律は閲覧の期間を与えて、本人がそれを調査し得る。しかし、そういうことは實際上あり得ることはではない。今日すべての有権者が自分が登録に漏れておるかいないか調べに行くことはできない。事実調査が行へないといふことは、あまりにも明瞭なんです。有権者の義務として法律は述べております。こゝろに法律は全く公職選挙法などにおいては唾棄すべきことである。むしろ積極的な責任をわれわれが選挙民に負うべきことである。今度はその点に対して配慮が加えられておりませんが、法律改正をやらなくて、何か通牒その他でそういう失敗を補う道が考えられておるかおらないか、お伺ひいたします。

○委員長 松澤委員長代理 席上 ○郡国務大臣 現在基本名簿と補充選挙人名簿の規定をもつて、それで運用しておるのですが、これは御指摘の通り選挙の基本になるものでありますから、確定判決以外に動かさないといふ

非常に嚴重な主義をとっております。これがいいのか、あるいは、たとえよく日本の評論家などが引用いたしましつゝ連の投票率は非常にいいじゃないかというところですが、ところが、あれは申請による分だけを名簿をこしらえておきますから、ソ連の民度と比較いたしまして、申請したものはほとんど投票いたしておりますから、一〇〇%の投票がないとおかしいくらいいなくてあります。それらの点が、名簿の調製の仕方としては最も広く有権者の利益のためにはかつておる日本の選挙法ではありますけれども、しかしながら、同時に、これをいじらせますると、これはしばしば例のあることであります。調製いたします側の落度になりますために、こういう法律がありまして、書き込みまして、結局選挙全体の公正を害した結果になっているような事態がございます。私は、一体どうしたらいいのか、ただいまのような年々名簿を調製する形がいいのか、基本の名簿を加除していった方が、そして今御指摘のように徐々に間違ひの点がわかつて参りますから、それを加除していくよりなやり方にしたらよろしいのか、これは、名簿というもののについては、私は何か工夫のしようがあると思います。しかし、何といたしましても基本的な問題でありますから、そういうような点につきましては十分検討いたしたいと思ひます。これは、私も、この問題については、名簿の脱漏というものは最も遺憾なこととございまして、これについては、もう選挙制度調査会と申しますよりも、實際選挙を経験された人が一番このことは知っておられるのであります。その

衆知を集めて、何とか脱漏は補つて参るようになければいかぬと思ひますけれども、ただいままだ確信のある結論に達しておらない次第であります。○井堀委員 これは有権者のとうとい権利を奪うような結果になるわけでありまして、万全を期する道をぜひ一つお考えいただきたい。そこで、当面しての問題であります。この二十条の基本選挙人名簿の調製については、そういう点であります。ところが、脱漏をしたものに對してどのように訂正をしていくかという点については、行政的な配慮をあまり加へ過ぎてどうかと思ひます。それを証拠立てる、立証できる何かの方法があれば、何とか、締め切り後においても、そういうものに対する扱い方を配慮できぬものか。この法律ではできそうにもないようでもあるし、ちよつと考えると、できそうな氣もいたすのであります。こういう点は、何か選挙管理委員会の権限においてとか、あるいは市町村の義務においてとか、そういうような方法で、さつき一例を申し上げたように、ずっと何十年もそこへ永住して選挙権を行使してきた人が、全く事務の手落ちで脱漏した。これは、どんなように申し開きをして、常識としては申し開きができません。相手を納得させることはできない。これはいろいろ立証する道はあります。住民登録もあれば、今言われた米の券などで、ごまかしのできないりっぱな法的な立証価値のあるものが提供されても、変えられないというよりなこと、一休いかかなものであろうか。この辺について、やはり適切な御処置を講ぜられることができぬものか。この点一つ……

○衆子政府委員 有権者の資格のある者が名簿から脱漏するというこのなにより、これは、都道府県選挙管理委員会を指導いたしまして、市町村に對して、そういうことのないように、常に指導をいたしておるのでございまして、制度といたしましては、これは、基本選挙人名簿の確定、それから補充選挙人名簿の確定、一定の期日です。どうしても名簿は確定させなければならぬものでございまして、でございまして、補充選挙人名簿の申請期間に間に合ふようにしていく。脱漏に氣がついて間に合ふようにする措置を行政指導上できるだけということに、入場券をその前に合ふように配るといふことによつて、それが救済できるのではないかと、それが救済しております。できるだけそういう配慮をいたすように指導はいたしておるわけでございます。○井堀委員 そういたしますと、入場券、それはいろいろありまして、入場券、それはいろいろありまして、入場券を配付されてきて初めてわかるのです。入場券が来たのか来ないのか。当然登録されておると思つて、入場券が戸のうちに配達されぬものができたので、氣がついて調べてみる。しかし、もうそれは締め切りの期日後だからだめだ。こういう切りの期日があるのです。これは、どつちがほんとうです。今の御答弁によると、入場券が配付されたときに漏れたことがわかつたら、手続ですぐ直りますか。○衆子政府委員 補充選挙人名簿の申請期間内に申請すれば、直されるわけでありまして、それで入場券を配付することによつて、そういう機会を与える

ことが一つでございますが、さらに、地区によりましては、名簿の写しを回覧させるというよりなこともやつておるようでございます。本来は御承知のごとく基本選挙人名簿の縦覧期間で見ると、建前になっておるのでございまして、その補完的方法としては、そういうことで市町村の選挙がやつておるのでございまして。○井堀委員 閲覧期間中はわかつてい。これはだめなんです。だから入場券を配付する時期をちよつと早目にすると、さうしてとにかく、いつが締め切りなんて、そういうことを周知徹底する義務は法律には命じているけれども、選挙はそんなことはやつていない。選挙法などを選挙民に周知徹底せしめるという運動は、今日の選挙はやつておらぬ。また今の選挙ではやれない。周知徹底というのは、話し合いの会ばかりやるのが周知徹底ではない。選挙法ではこういう方法で確定されているというけれども、しかしそんなものは見に行きますか。だから、その写しを回覧させるとか、そういうことは選挙の第六条の精神なんです。自治庁の仕事なんです。その自治庁の仕事が徹底していないから、こういう結果が起つてくるということになるわけなんです。だから、いわば行政の行き届かないところ、こういう権利を喪失せしめる結果になるわけでありまして、やはりその救済の道を考へべきではないか。今度はそれを徹底してみたいかがです。その方法が何かありませんか。○衆子政府委員 脱漏防止につきましては、平素指導をいたしておるのでございまして、御趣旨に従ひまして、次

回の選挙におきましては徹底をはかりたいと存じます。○井堀委員 この点は私も御協力申し上げていきたいと思つておりますから、その点はぜひ実行に移していただきたい。時間もあれでしよから、もう一つだけ聞いて、やめておきたいと思ひます。不在投票の点ですが、今度の改正は、市町村の地域を出ていくことによつてなんでもしよ、手続の問題について、弊害の起らない範囲内でもっと簡素化することではございしよ。この点についてのお考え方はどうですか。何か考えたことはありせんか。○衆子政府委員 不在者投票の手続の簡素化の問題でございまして、不在者投票そのものが本来の投票制度の例外でございまして、この手続をどういたしますか、非常にむずかしい問題があるものでございまして、十分研究いたしたいと思つております。○井堀委員 これは一つ、せつかくの改正を今度やつておりますので、この点もいろいろ論議すると、よい結論が出ると思ひます。先ほど申し上げたように、この委員会の審議期間というものは、この委員会にワタシを止められたので、また次の機会を見て、この問題を掘り下げて検討いたしたい。また、もちろん弊害が起つてはいけませんから、そういう点について御検討願ひたいことを要望いたしまして、一応私の質問はこの辺で留保いたします。○松澤委員長代理 島上善五郎君。○島上委員 今回の改正の、第五百九条中「立会演説会の会場において演



説を妨害し又は立会演説会の会場の秩序をみだる者があるときは、これを制止し、命に従わないときは会場外に退去させることができる。」というのを「退去させなければならない。」という改めでおるわけですが、これはいろいろ問題がありまして、私は、今まで立会演説会で、妨害と申しますか、計画的なヤジ、特に酒気を帯びて計画的にヤジをして、ある候補者については演説を不能の状態に陥れるという事案が多少あつたことは聞いておりますが、しかし、私も地方へ行つて調査したところによりまして、そういうような悪質な妨害はだんだん減少してきてゐるというのを聞いております。それはそれでよろしく私も想像もできるわけですが。

〔松澤委員長代理退席、委員長着席〕

何となれば、一方においては選挙民の意識水準がだんだんと高まつてきてゐる。また、反面には、そういう酒気を帯びた者をトラックに乗せて会場から会場へ連れて歩いて妨害させるといふようなことをいたしますれば、かえつてその者に対する聴衆の反感が強くなつて、選挙にはマイナスになるという結果をもたらすことは明らかでございます。そういう点から考えまして、演説会場における計画的な妨害というよりなものはだんだんなくなつてきておるものだと、今後もだんだんなくなるであらうというところが想像されるのです。従ひまして、その際、こういうふうに「させることができる」となつてゐるものを「させなければならぬ」といふふうに変更する必要があるといふものは、私もには考えられない。

体ごういふに強くなければならぬといふ必要が、何を根拠としてあるのかといふことを伺つておきたい。

○郡国務大臣　そういうような秩序妨害が漸次減つて参りますというところは、喜ばしいことであり、期待されることでありますけれども、立会演説会というものは有権者にとつて各候補者を比較する非常に便利な機会である。ところが、島上委員御指摘のように、全国的には減つて参つてきておることでございまして、けれども、なお相当悪質な者のあることも事実でございまして、ところが、候補者にとりましては、この一カ所の立会演説会というものがきつめて大事な一つの真剣勝負の機会でありまして、そして、これは、選挙管理委員会の側から見ても、これは、私はそういう工合にこの法律を讀むべきではないと思ひますが、できるといふような感じをむしろ持つ者もございまして、そのために執行が非常にむづかしい。これは、ある意味においては、選挙管理委員会に一つの荷を背負わせることに相なりますけれども、いやしくも立会演説会を主催する唯一の機関なのであります。その選挙管理委員会が権限を持ちますと同時に、その責任を持ち、そして立会演説会が円満に運びますように、このことは選挙管理委員会がこれを執行して行きます上で相当仕事ではありますけれども、それはそれといたしまして、やはり、立会演説会の演説妨害、秩序妨害といふことは皆無に帰しますような措置はとるべきもので、従来の規定ではいかにも不十分であつた、こういうのが改正の趣旨であります。

○島上委員

私は、こういうような強い義務を課することによつて、選挙管理委員会としては背負ひ切れない重い大きな荷物を背負わされたことになるのぢやないかと思ふ。もし実際に今までの多少ありましたようなきつめて悪質な立会演説会妨害だとすると、それを、今の選挙管理委員会の機構、能力、そういうようなものを考えますときに、実際に退去させることができるかどうか、私ははなはだ懸念するものです。なかなかできない。そして、いや退去させる、させないでも、そのことのためにかえつて混乱を起すおそれがある。小さくて済むことを、かえつて大きくしてしまふというよりなおそれがあつて思ふのです。これは、私も立会演説会を実際にやつてゐる経験からしまして、ヤジなんというものは、立会演説会の空気が高潮して参りますと、自然発生的というのか、そういうような感じがまづて発する声援やジというものは、これを全然なくしてしまふといふことはできるものではないんです。程度の問題ですが、その程度は秩序を乱しておる、これは選挙演説の妨害だといつて退去させなければならぬといふようなことは、非常にむづかしい問題だと私は思ふのです。かえつて混乱を引き起す。実際問題として考えられることなんです。退去させなければならぬのですから、その演説者が、自分の演説の妨害をしたのになつて退去させないのか、退去させなければならぬといふ規定があるぢやないか、こういうふうになつて込むこともあり得ることなんです。これは選挙管理委員会の実務担当者意見

ぜひ私はこの次の機会に聞きたいと思ふのです。公聴会に公述人として選挙の代表も来るようですから、機会がなければそのときでもいいのですが、実際問題として私は選挙に不可能をしいことになるのぢやないかと思ふのです。今までのように「退去させることができる」という程度でちやうどよいのです。その判断によつて、退去させなくてもよろしいわけですが、ところが、選挙では、これは自分の選挙の力でもつてできないと思へば、かなりの妨害があつても知らぬ顔をしておる。ある者にとつては、少し妨害があれば、それを退去させるといふような措置をとる。さういふたような片寄つた措置がとられるおそれもあるわけですが、これは選挙には大へんに大きな荷物、不可能をしいという結果になる、どうしても実際の状況に適合しない、われわれはこゝ判断せざるを得ないので、この点についてもう一べん実際の状況を考へて御答弁いただきたい。

○郡国務大臣

ここにいうておりますように、演説を妨害し、または秩序を乱す、そのために演説が不可能になり、また会場が混乱をいたすという状態、また事実そういう例がございまして、これは知事の選挙の際の報告でありますけれども、非常に激しい妨害であります。次の立会演説会場からあれがついて回らなければならぬという事案もございまして、候補者に共鳴いたしまして感きまわつてこれを激励する、声を出しますような場合は、これはもちろん妨害にはなりませんし、また少々ヤジリまして、ヤジつた方が候補者のファイトをいよいよそる場合もありま

す。そういう場合に、この条文を發動することはないのでございまして、それはもう悪質に、それによつてある候補の演説ができなくなつてしまふ、あつちやめちやにしてしまふというような場合、しかもそういう場合がないとは保証できないのでございまして、この改正にあわせまして項を加えて、あらかじめこういう注意をするなり警告をいたすなり、そういう事態が起らない予防の措置を十分講じまして、それがむしろ突発的というよりは計画的な妨害でもあります様に、こういう根拠をはつきりしておくと、これが運用については十分適切な指導を与えて参りまして、そして、おつしやるように不可能をしいるようなことのないようにはいたしたいと思つております。

○島上委員

今御答弁にありましたような例といふものは、きつめてまれな例です。私がさつき言つたように、そういうふうな露骨な妨害をしますれば、妨害をする方はマイナスになるのです。特に、選挙民のうちでも立会演説を聞きにくくする人は、一般の選挙民のレベルよりもさらにレベルの高い人ですから、あるいは積極的な関心を持つてゐる人ですから、マイナスになる。そういう例は今でも多少あつたことは私認めますけれども、することによつて選挙にマイナスになれば、それをさらにやろうとする者はいないはずで、す。ですから、だんだんこれが少くなる。私は、むしろ、この法律改正をもつてしてもどうすることもできないような知能的な妨害の方が、より悪質だと思ひます。制止できないより





ということは、現在の政治が十分にりっぱなものになっていない一つの大きな原因じゃないかと考えますので、そういう面から見まして、一つ希望があるのをごさいます。それは、立会演説会が騒乱その極に達して、計画的なヤジ等によって演説不能になることがございます。会場の一つのコーナーにヤジ団がござり、他のコーナーに一組ヤジ団がござりまして、そうして交互にヤジ倒れまして、有機的、計画的な妨害行為のために演説がとうていできなくなるがございます。こういうような場合には、そういうヤジ団を警察官に依頼して退去せしめなければならぬわけがございます。法律に退去せしめなければならぬとある以上は、退去せしめるのに相当な時間を要し、そのために演説の時間が足りなくなつたときには、それによって損失した時間は、これを選挙管理委員会におきましてプラスしてやる、そういう処置がとれないものであるかどうか。とることが現行法例の中でできると思ふのでありますが、それにつきまして事務当局の局長さんの御意見を承りたのでございます。

○兼子政府委員 立会演説会が、喧騒の結果、退席の結果不能に陥つて、演説の時間が不可避的に短縮をされた場合、その損失時間を回復できるかというお尋ねでございます。先ほど大臣の御答弁にありました通り、府県の立会演説会の執行の管理規定でそういう定めをなし得ることにいたしてございますので、そのような場合にはできるものと考へております。

○島上委員 そのようなことが執行規定でできる、こうおっしゃいますが、私

は、実際の場合には、それからまた次の演説会に順々に時間があつて回るので、大して時間の余裕もとらずに組んでいゝので、一分か二分ならば大したことなからうけれども、相当な混乱が起つて、これを退去せなければならぬ、退去せざるという事象になれば、実際には警察官の出動を待たなければならぬ、これは、一分や二分ではなくて、五分も十分もかかり、あるいはそれ以上もかかるということになると、立会演説会がめっちゃめっちゃになつてしまふ、こういうふうになつてしまふと思ひます。そう安易なものではないと思ひます。兼子局長は、役所の中で、机の上でそういうことを考へておられるけれども、実際はそういうものではない。警察官が出動して、あつちにもこつちにも五人十人、計画的に会場の中に散らばしておいた者を退去させる。そういう悪質な者は、退去するとき、すなわち退去するわけはないのですから、相当混乱が起り、時間がかかる。そのことのために、その立会演説会自体も、その次の会場も、またその次の会場も、ほとんどめっちゃめっちゃにひどい状態になるといふことを、予想しないわけにはいかぬと思ひます。ですから、この規定を置いて、強力に、退去させなければならぬ、という義務規定ですから、それをやろうとすれば、事態が紛糾して、かえつて混乱を起すという場合も、私は想像しないわけにはいかぬと思ひます。そこで、今も言った通り、選挙管理委員会の制止を聞かないでやる行動ですから、退去させるならば実行行使をしな

ければならぬ。口で言つても聞かないのですから、実行行使をしなければならぬ。そうすると、少数の選挙管理委員ではどうすることもできない。そのような場合を考慮して、警察官を絶えず立会演説会の行われる学校のどこかへ待機させておかなければならぬ、というところにならうかと思ひますが、混乱が起つたら大急ぎで警察へ電話をかけて、車を飛ばして来るというやうなことでは間に合はぬ。そうすると、この法律をこつちのやうにしたことによつて、立会演説会の行われる会場のどこかへ、いざというときにさつと出て来られるやうに、警察官を待機させておくというやうな必要が生じてくると思ひますが、その点はどうですか。

○郵務大臣 私はそのやうには感じないのであります。昔の政談演説会のような臨臨の警察官がござりますれば、手早いかもしれせんけれども、ただいまの制度では、選挙管理委員会がいたしてあります。島上委員が御指摘のやうに、確かに選挙管理委員会に重き義務を負わせてあります。しかしながら、警察官の出動を求めるといふことは、現行法にも書いてございますけれども、これは例外中の例外でございす。私は、火事を起してはいかぬといふことがあるからといつて、いつもわきに消防を置くわけでもないのと同じやうに、従ひまして、確かにおつしやるやうに非常なむずかしい場合がございます。また、この退去については、退去不服従の罰則というものは、重い罰則がついております。こうした場合は、御説例になりましたやうな大部分は、この措置に出るやうなことは少いのでありまして、計画的なものについ

て初めてこの条文を発動する。同時に、そのためにあるいは手ぎわよく結末をつけることが困難な場合も予想されるかもしれせん。しかし、かといつて、決してあらかじめ警察官に立会演説会場の近くにいてもらふというやうなことはすべきでないことは、現行法と同じであり、またそういうことはいたさせないやうに処置をして参る考へております。

○島上委員 そういふやうな妨害をあらかじめ知るといふことは、選挙として不可能だと思ひます。事前に今晚の演説会にはこつちのやうな計画的な妨害があるという確な情報をつかんだといふ場合は、その混乱に備へるといふこともできましようが、大体、選挙では、そういう情報を集める機構があるわけではないし、またそういうことをあらかじめ察知することは不可能だと思ひます。大体突然起るのです。もちろんこつちの第一会場であつたこと、それから、次の第二会場にも行くだろうといふことは、これは第二会場で何かの連絡で知ることではできましようけれども、大体そういうやうな制止しても聞かないやうな悪質な妨害といふものは、あらかじめ知ることができない。そうならば、実際問題として、選挙の三人や四人の力でこれを退去させることができるかどうか。私はできないと思ひます。そうして、そのことのために、必ず混乱が大きくなるのです。できないことを選挙にやれといふにひとしいです。もし悪質な妨害をする者があつたならば、それは一人や二人ではないはずで、十人、二十人、三十人と集団で来て、それが広い会場の中に数箇所、五人、七人と散ら

ばつておつて、そうしてやるというこゝとであつたら、これを今の選挙の力で退去させることが一体できますか。私は、退去させることができないといふはつきりした根拠をお聞かせ願ひたい。どうして退去させることができないか。制止を聞かないやうな連中ですから、実行行使しなければならぬでございしよう。今の選挙の力でできますか。

○郵務大臣 はいいろいろの態様の場合があつたと思ひます。それは、集団で暴力を用いるやうな場合には、これは実際当然に警察の執行の問題になつて参ります。それに、立会演説会場でありまして、むしろ刑法上の犯罪になるやうな場合があつたと思ひます。しかし、そこまで極端に考へませんでも、私が先ほど例に申しましたのは茨城県で起つた例であります。この場合には、数カ所所同じやうな妨害を演壇の前でいたしてあり、しかも、どこにおいてもこれを退去させる等の措置を講じませんために、知事候補者は以後の会場を数カ所所棄権をいたしました。しかし、同時に、その後におきましてはよくやく選挙以外の力でものを解決いたしました。また幾つかを欠席したのであります。私は、御指摘のやうな点を選挙が実行できるかどうかといふことに相なるのだと思ひますけれども、これはやはり選挙の一つの仕事だ。なるほど選挙の委員長は年を取つて、それをやつたら自分が引かずられるかもしれぬ。しかし、そのときには、選挙の委員長が、選挙の仕事に従事をしておりまして、者を指揮いたしまして、私はむしろやらなければならぬことだと思ひます。そのとき

に、それでは「できる」と書いておいて、事柄をそのまま放置しておくというところが、一体、これほど一方では立会演説会というものを重く見ながら、仕方がないのだという状態に陥っている。長い間にいくつものことを期待をいたしても、法としてはこのように秩序保持の規定を置いておく必要があるのだ。またそういう実例がある。そして、その場合には、何も警察官を待機させなくても、法律上も何もこれを主権にいたしますものが処置をいたし、そうして処置できない場合の実力行使の手段を現行法の通り残しておきますならば——私も決してこれが案なこととは思いません。選挙管理委員会、これはやつかいなる荷を背負わされたと思うだろうと思えます。思います、むしろ、私は、こうした規定を置くこと、そうしてそれを、選挙管理委員会の委員長等が、開会の初めに当って、十分この法律に書いてありますように周知をいたし、また場内にも書いてある、そうした場合に、政党のいかに開かず、対立の候補者であっても、まじめなそれぞれの人たちの間には、同じような共通した考え方で、この精神を維持して、こうということ、ものの秩序は守られていくのじゃないだろうか。何か、選挙管理委員会によつては、実際やれない場合もあるかもしれない。あるのかもしれないけれども、法の手順としては、ここまでは言っておく必要があるだろう。それで、これからの執行のどういうやり方かということについては、私も十分これは検討をしてみたいと思っております。

○島上委員 今、その極端な場合のことではなしに、ちょうどこの法律で手ごろに処理できるような例をあげておりました。さつきからの御質問にもありましたように、大体極端な場合を想定しているわけですね。この法律を作った趣旨は、極端な場合を想定している。極端な場合でなければ、今までの法律でも処理できるはずなんです。非常に極端な場合を想定して、私はこの法律を作ったんだと思えます。ですから、そういう極端な場合には、選挙にこれほど大きな荷物を課しても、退去をさせることができない場合が往々にしてあると思われる。法律にこういうふうな規定してありまして、退去をさせなければならぬことになっておるのに、退去をさせることができなかった、こういふような事態が起りましたら、そのときの責任は一体どうなりますか。

○郡国務大臣 この規定を置きまして、実際やってみた。これは警察官に執行させましても実際にできない場合があるのをごさいます。そういうことでは退去不従の罰則を適用して、後になって判決があれば、一年以下の禁固に処せられるという結果に相なりまして、その場においてはその結果がおさまられませんが、私はそのことで選挙管理委員会に責任が起るといふような事柄ではない。普通の法律の読み方と同じように読むべきことだと考えております。

○島上委員 どうも私は納得しません。納得しませんが、退去させなければならぬことになっておるのに、退去させることができなくても、何も責任がないということになれば、そういう面においても、これは空文にひたし、ことになると思ふのです。どうも、この法律は、立会演説会というものは計画的な妨害があつて効果が少いのだ。だからいっせやめてしまおうという考へが、この根柢にひそんでおるのではないかと思ふのです。もしそうだとすれば、これは大へんなことであつて、立会演説会は、なるほど多少のヤジもありまして、ときによつては極端な妨害もありまうけれども、しかし、それにもかかわらず、立会演説会といふものは今日の選挙運動の中では極めて重要なウエイトを占めておるし、今後の選挙の秩序を乱すといふことは、現にだんだん減少しつつありますし、なくなつていきますから、そういうヤジとか妨害とかいふたようなものを大きく考へて、そのことのために、大事な立会演説会をやめてしまおう、あるいは極度に減少してしまおうといふ考へがあるとするならば、これは私は本末転倒だと思ふのです。立会演説会は、多少そういう困難や妨害がありましても、今後ますます重要視していくべきものである、私はそう考へる。この法律改正に際して、与党の中にはかなり有力な意見として、立会演説会を思い切つて減少するか、もしくは廃止するか、そういう方向に持つていくべきであるといふ有力な意見があつたのであります。私も、ますますこれを重視して活用していくべきものであると考へておりますが、これに対する自治庁長官の考へ方を伺いたい。

○郡国務大臣 秩序保持の規定を置きましたことも、立会演説会というものを可及的完全なものとして実行をいたしたい。また、立会演説会というものは、毎回の選挙においてそれぞれ効果を上げて、御指摘のように次第に円滑な運用ができるように相なつております。立会演説会を廃止したといふような考へは持つておりません。

○島上委員 時間がありませんので、はしりませんが、今度「二十五日」を「二十日」にしようという改正です。先般、私が質問しました際に、二十日にしまして立会演説会の回数はその減らさないようにできるという御答弁だったと思ひますが、私は、そのときは、他の問題もあつて、あまりそれ以上突つ込んではいきませんでしたが、なかなか実際にはそうはいかぬと思ひます。最初告示して、立候補者の届出があつて、その届出を待つて立会演説の準備をしようと氏名揭示の印刷物の準備をしようといたした場合は、これは、期間が二十五日であつた場合といへども、二十日であつた場合といへども、変りない。それから、少くとも投票日の前日は、翌日の投票準備のために学校は使えないはず。そういうたしとすると、五日間短縮したことによつて立会演説会を実際に減少させないようになるとすれば、今まであまりやらなかつた時間、たとえば土曜日、日曜日の日中やるとか、街頭のしかるべき場所における立会演説会を考へるとか、そういうものではないかと思ひます。回数はその減らさないと思ひます。回数は実際その減らぬように措置できる、こういうお話をしたが、実際

的に減らさぬようにするために、具体的にどういふことを考へておるのか。ただ、選挙に、減らさぬように一生懸命努力しろ、こういうような抽象的な指令や指導では、そういうものではないと思ひます。回数を減らさぬようにするための措置を何か具体的にお考へになつておるかどうか。

○郡国務大臣 これは、実際告示後、従来八、九日になりました。経過しまして始めてあります立会演説会にややなれて参りました点、それから政党との協議等ができる限り早目にいたしますならば、また事実選挙運動期間が短縮いたされまうと、それだけ公示から直ちに選挙は白熱して参ることになりますから、第一の点は、従来よりも早く立会演説会を始めることができれば、大都市等につきましては、これは島上委員などの方がよく御経験のことだと思ひますけれども、日によりましては、人を寄せるのに都合のいいときにはもう一回くらい回数を増してもいい日があるのじゃないだろうか。これはそれぞれ地方々々の実情に依りなればなりませんが、公示後可及的に早く立会演説会の計画に入るといふことをいたしますと、それ以外には、個々の交通の状況だ、市街地の多いところか、しからざるどころかといふことで判断をいたすべきことではあります。従来より方にも改善を加えることが可能である、こういう工合に考へております。それぞれの具体的な相談を個々の件についていたしながら、ただ指図のつばなしでなく、実際でできるような相談をこしらえて参る考へております。

○島上委員 準備を早くするといつても、準備期間を短縮するといつても、私は実際にはせいぜい一日かそこいらだと思ふのです。今まで四日かかった、あるいは五日かかったのを三日にする、せいぜい一日短縮すれば最大の努力です。そうすると、五日間短縮することによって少くとも四日は損です。その四日間を埋め合わせるためには、土曜日、日曜日の昼間やるとか、街頭の立会演説会をやるしかないのです。そういうことを具体的に考えることなしに、努力しなさいといつても、これではできるものじゃないと思う。東京なんかは夜三カ所やっています。第一会場から次の第二会場に行くのに、自動車があつて道をまよこすればおくらせてしまふような程度しか時間を見ていない。それを四回にするといふことは不可能です。ですから、結局、土曜日、日曜日の昼間やるか、街頭のしかるべき場所——私は街頭で立会演説会をやろうと思へばできると思ふのです。トラックを持つていつて、拡声機をつけて、うしろへ候補者の氏名を掲示するしかけをちよつと考へてやればできるのです。そうでもしなければ、立会演説会の回数はどう努力しても四日分ないし三分減るのです。三分といつたら、東京は一日三カ所です。九回減るといふことになるのです。実際に減らさぬようにするために、もう少し具体的なことを指示する用意がなければ、それはいかぬと思ふ。これは選挙局長でもいいのです。具体的にそういう用意があるかどうか、具体的にそういうことを考へないで、減少させないことができるかどうか。

○衆子政府委員 従来、立会演説会は、選挙の公示がありましてから八日目ないし九日目に開始してあります。今回、運動期間の短縮に伴ひまして、四日なり、五日目には開始ができるものと考えております。そういういたしますと、初めにおきまして一日あるいはおしまひの方で一日というものが、若干従来のスケジュールと違つて参りますが、ほとんど従来のスケジュール通りできるわけでございます。そういう意味におきまして、回数確保できるといふふうに考へておるのでございます。

○島上委員 それでは、そういう従来の回数とほとんど変りないようにしろという指示を、選挙に自治庁としてはされるわけですか。

○衆子政府委員 そのように考へております。

○島上委員 私は衆子局長の答弁は机上の答弁としか思へない。しかし、もう時間がなから、不満足ではあります。次の問題をもう一つだけ何つておきます。

今度ポスターがふえるわけです。ふえることは公営拡大の精神で私も賛成です。しかし、このふえたポスターは、個人演説会の告知用ではなくて、選挙運動用ですから、選挙が始まつてから最後まで、投票日まで張つておけるポスターです。中には八千枚のうち千枚か二千枚か三千枚か個人演説会に使うものがあるとしても、今までは全部個人演説会用であつた。従つて、十日なら十日の演説会が済んでしまえば、その上に張られても、だれかに破かれても仕方がないとしておつた。そして、十日の演説会には、大体七日か

八日、二、三日前に張るといふのが常識です。今度は、八千枚も全部選挙運動用にしようとするれば、してもいいのですが、そうすると掲示する場所が非常に困ると思ふのです。掲示する際にはそれぞれ承諾を得なければならぬので、特にこのような選挙運動用のポスターを初めからしまひまで——個人演説会のために二日ほど張られてくれ、三日ほど張られてくれ、そういうのと違つて、全期間の二十日間張つておくのですから、目抜きが目立つような場所を見つけて承諾を得てというところになると、これは今までと比べて何倍かの困難が伴う。そうなりますと、せつかく枚数をふやした公営拡大の精神が生かされないといふことになるわけですから、そこで、個人の場合のことは個人の承諾を得るより仕方がないので、法律にありますが、地方公共団体、日本国有鉄道、専売公社、または日本電信電話公社が所有もしくは管理するものは、ポスターを掲示することができな。ただし、橋梁、電柱、公営住宅その他云々はこの限りでない。こうなつておりますが、一番多く利用され、かつ効果があるのは電柱です。ところが、この電柱は実際上電灯会社がなかなかうんと言わぬといふような事態があつて、電柱の利用も思ふやうにいかない。國の電柱でも、質屋の広告やそういうたような広告ばかりで、そういうものを優先的に張らして置いて、選挙のポスターはなかなか張る場所がない。これが現状です。ですから、私は、ポスターをふやしてこの公営を拡大しようとする精神には賛成であります。これをほんとうに生かすためには、國の電柱、それからその他

の電柱等には、むしろ、選挙運動期間中、たつた二十日のことですから、優先的に選挙のポスターを張らせるような措置が考へられていいのではないかと。もちろん、ポスターを張れば電柱がきたなくなるし、いろいろ張らせる方にとつてはいやなこともあるかもしれないけれども、そういうたようなことに對しては、また選挙が済んだらこれをきれいにするという方法を別に考へるとしまして、たとえば、候補者一人について、そのポスターをきれいはがして洗うための費用として幾らかとるといふようなことをしてでも、電柱のようなものに優先的に選挙のポスターを張らせるということが考へられていいのではないかと。まあ質屋の広告も必要かもしれませんけれども、それは、選挙が済んでから、またゆつくり広告すればいい。選挙運動の短かい期間中だけは、選挙のポスターを他の広告等に優先して電柱に張らせるといふことが考へられていいのではないかと。思ひますが、どうですか。

○衆子政府委員 ポスターの掲示につきまして、御承知のごとく百四十五条の制限があるわけでございますが、この第一項のただし書きによつて、橋梁、電柱等はこの限りでないといつては、さうな法の建前になつておるのでございしますが、御承知のごとく電柱につきましては電力会社並びに電信電話公社の所有、管理するものでございまして、それぞれ広告会社等にそれぞれ期間契約をいたしておるのでございします。そういう關係がございまして、技術的にむずかしい点があるのでございしますが、御趣旨の点もございします。

で、交渉したいと考へます。府県によりましては、そういう交渉をして、短期間張るといふことを認めた地区もあつたやうでございします。今度交渉をしてみたいと考へております。

○島上委員 これは一つ強力によつてほしいと思ふ。

まだ質問したいこともたくさんありますけれども、もう五時を過ぎましたから、本日は一応これで打ち切つておきます。

○南委員長 この際申し上げます。先ほど公聴会の公述人を決定いたしました。したが、公述人の中に旅行その他の理由で当日御出席ができない方がありました等の場合は、公述人変更の措置等につきましては、委員長において適宜取り計らいたいと存じますので、さよう御了承願ひます。

本日はこの程度にし、来たる十四日月曜日午前十時より公聴会、午後一時より委員会を開き、質疑を継続することといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五分散会

昭和三十三年四月十七日印刷

昭和三十三年四月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局